

特例施設占有者の指定等に関する規則

平成19年12月7日
公安委員会規則第14号

(趣旨)

第1条 この規則は、遺失物法（平成18年法律第73号。以下「法」という。）遺失物法施行令（平成19年政令第21号。以下「令」という。）遺失物法施行規則（平成19年国家公安委員会規則第6号。以下「規則」という。）の規定に基づき、公安委員会が行う特例施設占有者の指定等に関して必要な事項を定めるものとする。

(特例施設占有者の指定)

第2条 公安委員会は、規則第28条第1項の規定による申請があった場合において、令第5条第5号の規定による指定（以下単に「指定」という。）をしたときは指定通知書（様式第1号）により、指定をしなかったときは不指定通知書（様式第2号）により、それぞれ申請者に対し、その旨を通知するものとする。

2 規則第28条第4項の規定による公示は、特例施設占有者指定公示書（様式第3号）を公安委員会の掲示場に掲示してするものとする。

(指定をした特例施設占有者に係る公示事項の変更)

第3条 規則第29条第2項の規定による公示は、特例施設占有者変更事項公示書（様式第4号）を公安委員会の掲示場に掲示してするものとする。

(指定の取消し)

第4条 公安委員会は、規則第30条第1項の規定による取消し（以下単に「取消し」という。）をしたときは、指定取消通知書（様式第5号）により、取消しの相手方に対し、その旨を通知するものとする。

2 規則第30条第2項の規定による公示は、特例施設占有者指定取消公示書（様式第6号）を公安委員会の掲示場に掲示してするものとする。

(報告等要求書による報告等の要求)

第5条 法第25条第1項の規定による報告若しくは資料の提出の要求又は同条第2項の規定による報告若しくは資料の提出若しくは保管物件の提示の要求は、報告等要求書（様式第7号）により、行うものとする。

(指示書による指示)

第6条 法第26条第1項又は第2項の規定による指示は、指示書（様式第8号）により、行うものとする。

附 則

この規則は、平成19年12月10日から施行する。